

# 第十三回 参議院大蔵委員会会議録 第五十六号

(六六八)

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)午前十時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長

平沼彌太郎君

理事

大矢半次郎君

委員

伊藤 保平君

岡崎 真一君

黒田 英雄君

西川甚五郎君

溝淵 春次君

小宮山常吉君

田村 文吉君

森 八三一君

野薄 勝君

下條 恭兵君

菊田 七平君

木村禧八郎君

委員外議員

波多野 鼎君

佐藤 一郎君

北島 武雄君

石田 正君

大蔵省財務局長

河野 通一君

大蔵省銀行局長

大蔵省主税

局税關部長

大蔵省規課長

政府委員

事務局側

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

説明員  
大蔵省理財局長  
稻益 鉴君

通商産業省通商振興局經理部長 石井由太郎君

本日の会議に付した事件

○連合委員会閉会の件

○設備輸出為替損失補償法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第五十五回の大蔵委員会を開催いたします。

昨日労働委員会に付託されておりま

す。

開くことを労働委員会に申入れること

に御異議ございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) 実は今日午後向うの委員長と連合委員会を開くことに内訳してあります。そういうふうに取計らつてよろしくございますが、そういうふうに内訳してあります。そういうふうに内訳してあります。

○委員長(平沼彌太郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) じやそいいうことに決定いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 設備輸出為替損失補償法案について質疑を行います。

○木村禧八郎君 この為替損失補償について、貿易の相手方のほうの為替の変動ですね、向うの損失ばかりでなく、今度日本側の為替変更による損失も含まれているのですか。例えれば、こつちの三百六十円レートを変更する

という場合、為替変動による損失額とかもるものも含まれるわけですか。

○説明員(稻益鑑君) 抑せの通りでございます。日本側で三百六十円、或いは現在の対ボンドの最低レート千八円といふようなレートを変えました場合には適用されます。

○木村禧八郎君 何か将来にそういうのですか。そういうようなことがあり得ることを想しているわけですか。

○説明員(稻益鑑君) 予想しておるか

といふお尋ねでございますが、例えば現在のレートで申上げますと対米ドルの相場は三百六十円であります。これは為替管理法で対ボンドの相場は但し最低レートを維持しなければなりません。という規定はござりますが、その場合にボンドが現在対米相場で一ドル八十七セントでございます。これが例えば一割なら一割、二割なら二割というよう切下げられました場合には一応基準レートが一ドル三百六十円であります。その場合に二ドル六十十になつたといふうことで、その最低相場が例えば二ドル八十一が二ドル六十になつたといふ場合には千八円のレートが九百十円といふように変つて参るわけであります。その場合にはこういふ事態が予想されるという考え方でございます。

○木村禧八郎君 それと、今このボンド地域に對する輸出、或いは輸入について為替レートが、特にボンドの闇相場ですか。そういうふうなものが支障

が出てなかへ向うから物が入りにく

いと、これは根本的な問題としてはボンド地域の物価高というのが原因であります。それが今度はアジャストする方面

が出てなかへ向うから物が入りにく

いと、これは根本的な問題としてはボンドの引下げがあるのでないかと

いうふうな事態がござります。これは

ボンドだけについて何も取扱うといふ

限りをいたしておるわけでもございま

せんし、ボンドの問題が大きな問題であります。そういうことは実際問題といたしま

ういう議論もあるわけです。そこで

そのようなことを政府としては、日本

が自主的に、例えは今千八円であり

う。それから又日本側でアジャストす

ことを日本側で考へておるかといふ。こういふ御質問なんですか。

○木村禧八郎君 そうです。

○政府委員(石田正君) そういうこと

は政府では肚をきめておりません。そ

ういう問題がありますことはあるわけ

であります。なかへ重要な問題でござりますので、政府といたしましてはそういうことをしようといふよ

う。要するにいろいろボンドとの調

整について政府はいろいろ考へておる

わけですね。いろいろなあれがあるわ

けです。そのうちの一つとして直接今度

は為替のボンドに対するレートの変更

があるわけです。これを見まして、そ

うじうことも予想されておるようと思

われるのですが、いろ／＼な対策の

うち為替相場が変更といふ。そういう

政策を中心として政府は考へておるの

かどうかということになんですが……。

○政府委員(石田正君) お話の点は、

こういふことをじやないかと思うのでござますが……まあボンド地域に物

が出でなかへ向うから物が入りにく

いと、これは根本的な問題としてはボ

ンドの引下げがあるのでないかと

いうふうな事態がござります。これは

ボンドだけについて何も取扱うといふ

限りをいたしておるわけでもございま

せんし、ボンドの問題が大きな問題で

あります。そういうことは実際問題といたしま

ういう議論もあるわけです。そこで

そのようなことを政府としては、日本

が自主的に、例えは今千八円であり

う。それから又日本側でアジャストす

るとしているなことは全然ないのだ。先ほど申上げましたような工合に、そういうことは今考えておりませんし、又可能性は私は少しと思ひますけれども、併しあつそいうことが行われた場合に、この法律案の適用がないものである、日本側でやつた場合に、これは適用しない、こういう意思是毛頭ございません。

○木村義八郎君 私が質問しておるのボンドの切下げが行われなくてもすでにボンドの闇相場があるんです。それででも今の当面の対策として対ボンドレートについては、これを変更したらどうかといふ意見もあるわけですね。ですからボンドの切下げ如何にかかわらず、闇レートがあつて、日本の千八円を、これを下げて八百円とか八百五十円になるかも知れませんが、そういうことは予想していいといふ意味ですか。ボンドの切下げをやらぬでも、現在闇レートがあるんですから、その実際レートと言いますか、対ボンドレートを変更するということは含んでおるのかどうか、予想されておるのかどうかを伺います。

○政府委員(石田正篤) これは極めてデリケートなお話でございますが、二ドル八十セント、二ドル四十五セント、これは世界的に両方存しているわけであります。そしてどちらが本流であるかと申しますと、二ドル八十五セントというのが大体各国でやつております本流でございます。闇相場が二ドル四十五セントだ、こういう問題であります。今木村先生の言われるよう日本がいろいろな地域に行われているところの、いわゆる闇値がある、これは始終運つております。殊に日本政府のほうでおつきあいです。

イシャルにやつたらどうかといふことを含んでおると思いますが、そこまでは日本政府として今のところは考えおりません。ですから予想しておるというと予想しておらんと申さざるを得ない。併し何かの關係において阪にそういうことが行われたとしたしますればこの法律案といたしまして日本政府がやつた場合に適用がないのだとしても、当然適用を受けることになる。かういうことはどこにもないわけでありまして、御了承願いたいと思います。

○田村文吉君 昨日もちよつとお伺いしたのであります、第一條の目的と、第三條にそれを少し具体的に目的が書いてあるのですが、第三條の「國際收支上有利な地域に開拓し」、「云々」とあります、が、國際收支上有利な地域に開拓するというのは我が國の國際收支上有利な地域に開拓するという意味だらうと思います。

○政府委員(石田正君) これは実はなかなか文章の上で適当に現わすことは困難でありますて、誤解を生じやすいと書き方であろうと聞いています。これを端的に申しますと、要するにできるだけ貿易といふものは均衡して参るが望ましいといふことになると想うのでござりますが、今通貨がいろいろなふうに分れておりまして、いわゆる出超が非常に多いといふような場合において、その地域から物が入つて来るということになりますならばアンバランスということが是正される、そういうことでござりまするので、「國際收支上有利な地域に開拓し」というのは具体的に申しますと出超という語弊が

あるかも知れませんが、受取勘定の多い地域と、こうしたことにはなると願います。

○田村文吉君 何かしら余りに利己的な考え方で法案を作るような、日本の国内の余りに利己的なふうに考えた法案に見えるという疑いを実は持つのですが、そういう意味から私は第一條の「重要物資の輸入の確保に貢献する」云々というだけならいいのですが、なかなか第三條に来てこんなことが書いてあるというと非常にまずい感情を外国人にも與えるのじゃないかと、こゝを考えます。

○政府委員(石田正君) これは考え方の問題でございます。現在日本が超になっておりますよくなとこらから入れるということ、或いは日本の国際收支ということを考えて非常に勝手なことを考へておるのでないかと、いう御質問だと思ふのでございますが、今申しましたような出超いたしておる国については向うからこっちのほうへ買つてくれ買つてくれという、こういう要望が非常に強いのでございまして、そういう意味におきましてバランスをとるというふうな方向は必ずしも日本側だけが勝手なことをやつておるという意味ではないといふうに考えておる次第でござります。

○田村文吉君 次にこういう判断解釈は誰がなさるのですか。

○政府委員(石田正君) これはこの文章には政府が云々と書いてございまするので、この判断は政府がいたすこと相成ると思います。

○田村文吉君 もう少しはつきりしていきたいと思うのですけれども、この目的が非常に莫とこります。

で、政府の解釈で甲のものにはこの  
引の対象にするし、乙のものにはし  
いというふうなことが起りやすい疑  
が多分にあると思うが、もつとこれ  
明確にする必要がなかつたところ考  
ますが、どうですか。

○政府委員(石田正君) これはもつ  
特定的に、具体的に今お話がありま  
よるな丁合に書くためにいろいろ頭を  
使つたのでござりますけれども、なん  
なか適切なるところの言葉が出来ま  
い。そこでこういう考え方方にいろいろ  
ございますが、併し今お話がござい  
ましたような丁合に政府が勝手に判断す  
ることで、自由裁量で何でもやめ  
るのだと、いうふうなことは私ではない  
思ふのでござります。この国際收支上有利  
な地域に開拓するといふのは、今申  
しましたような意味におきましては大  
体常識的にはつきりいたす問題であ  
らかと思ひうるのでござります。問題はこ  
の開拓するとか、或いは転換するとか  
ということに関連いたしまして、本当に  
に輸入できる見通しが日本に対しま  
てあるのかどうか、そういう意味にお  
いては、それから又そういうものがどう  
れだけの具体性があるかどうかとい  
ふうな点につきましては問題があつ  
かと思います。併しながら国際收支上  
有利であるか不利であるかといふこと  
はこれは常識的にわかることであります  
して、そつ政府が勝手な判断を下さると  
いうふうな心配はないかと、かよつて  
心得ておる次第でござります。

○田村文吉君 ソういう意味でしたか  
ら昨日も実は申上げたので、成るべく  
そういう制限なしに、すべてプラント  
輪出に対してはそういう損失を補償す

ほうが実ははつきりしてよかつたのじ  
やないか、こういう考え方であつたの  
ですが、昨日の御答弁では実は余りは  
つきりしないのですが、なぜ思い切つ  
てそこまでやつておしまいにならなか  
つたのですか。

○政府委員(石田正春) 実は私は昨日参  
りませんでよく應答の趣旨は存じませ  
んが、これは全体の法案の趣旨といった  
しまして設備輸出といふものは全部補  
償するということにしたらどうだろう  
かという見方が一つあると思います。  
それから今大切なのは今の中間取引の  
問題に關連しまして、輸入であるから  
して輸入に關連するところのものにつ  
いては全部やつたらどうか、こういう  
議論もあるわけであります。今の実情  
から申しますと、例えばボンド地域な  
らボンド地域を取つて見ますと、こ  
れは非常な出超でございます。出超で  
あつて非常に何と申しますか、それに  
よつて為替集中といふものもないでは  
ない。これは政府が為替の集中をいた  
しておりますが、政府といたしまして  
も相当何と申しますか危険の状態にあ  
ると言えども言えるわけであります。そ  
こでそういう輸出といふものをどんく  
やつて行くのがいかに悪いかといふ議論  
にもなるうかと思うのであります。が  
仮にそういう通貨がどんく溜まつ  
て行くという状況の下におきまして  
は、いわゆる直ちに代金を決済すると  
いうようなものにつきましても多少考  
えなければならぬものであろうかと  
思つのであります。そういう状況の下  
におきましてなおそれを五年先に金を  
もらうのだとかいふようなものを為替  
の補償までしてやつて行くこととは

ざいまして、その点におきまして設備輸出であるならば全部為替の補償をするというのが今の状況におきましては適当ではないのではないか。例えば出超なら出超である、或いは為替が受取超過であるものに対しましては先連するものについては特別な措置を講ずる必要があるであろうというのでこの法案を提出した次第であります。

○田村文吉君 次にこの第四條の保険料に該当する文字として「補償料」という文字が使つてあるのであります。これが保険料と同じ性質のようになっておりますが、そう考へてはいけないのですか。

○政府委員(石田正君) これは要するに危険に対する危険は補償するというふうなことございますので、保険料のよろなものではないかといふふうにお考へになるのもあれでござりますが、これは補償契約といふものを締結するということにいたしてございま

す。そこでその補償の契約をいたしましたところの対価であるというので補償という言葉を使つたのでござります。

○田村文吉君 私申上げたのは、余りに補償契約の結果補償金をもらつといふ文字が一方に出でると同時に、一方においては補償料を拂うといふことになるのですから、補償料といふ文字は不適当で、むしろ保険料としまつたほうがいいのじやないかと思つたのでお伺いしたのですが、それはそれではありますんが、他の委員からの

御質問で大体二分くらいをお見込みになつておられるというお話をございましたが、それにはそのようなことではあるといふことは適当ではないのではないか。例えば出超なら出超であるものに対しましては先連するものについて特別な措置を講ずる必要があるであらうというのでこの法案を提出した次第であります。

○田村文吉君 次にこの第十一條の「補償契約を締結した設備輸出者は、補償料について外國為替の売予約を行つてはならない」ということが書いてござります。この意味はちよつとどういう意味でございましょうか。

○政府委員(石田正君) 一般の為替取引につきましては今外國為替特別会計において集中いたしておりますが、併し同時に予約といふものが必要である

うと思ひますので、短期の予約をいたしておるわけであります。外國為替特

別会計は短期の取引といふものを重

にいたしておりますので、従いまし

てその為替の予約の期間といふのを短くいたしておるわけでござります。

○田村文吉君 私申上げたのは、余りに補償契約の結果補償金をもらつといふ文字が一方に出でると同時に、一方においては補償料を拂うといふことになるのですから、補償料といふ文字は不適当で、むしろ保険料としまつたほうがいいのじやないかと思つたのでお伺いしたのですが、それはそれではありますんが、他の委員からの

のあとで申しましたような損とが益  
かというような面から申しますると、  
これは要するに為替相場の率がどのく  
らいであるといふことによつてかかる  
のでございまして、特に外国の政府の  
為替相場の変動に応ずるところのもの  
についてはどのくらいの程度の変動が  
あるかということは予測できないわけ  
でございます。そちらのほうの関係か  
ら補償額が幾らだ、或いは補償料を徵  
取するものが幾らだということになり  
ますと、これはなか／＼補償金を徵  
取する額が幾らであるかということに  
つきましてはなかなか／＼算定困難である  
と思いますので、一応この補償の対象  
となるところの契約額が幾らかという  
ことで、百億円ということで一応ここ  
に規定しておるわけでござります。な  
おそれではその百億円の分といふもの  
が、どのくらいの今度こういう意味の  
プラント輸出があり得るだろかとい  
う予想の問題になつて来るわけでござ  
いますが、この点は一般も申上げたの  
でござりますが、去年の二月頃から今  
年の一月頃までの一年間の実績を見ま  
すと、これに当てはまるところのフ  
ラント輸出といふものは大体六億くら  
いの程度のものでござります。それから  
申しますとこの百億円といふ額はそれ  
との見合においては多過ぎるのではないか  
とか、こういうような議論も或いは出  
るかと思うのでありますが、併しこう  
いう例えば東南アジア開発とかその他  
これに該当しまするよな意味の設備  
輸出というのは、これから起つて来る  
問題であると考えております。で我々  
はそういうものが殖えることは望まし  
いことであるとは考えておりませんけ  
れども、併しこれは業者のかたがいろ

いろいろな当事者と話した結果起つて来るものでございまして、なかなか直に申しまして、どれだけの金額を予想していいかということは立てがたいのでござります。そこで一応百億円という金額をここに定めましたそれでございまして、若しこれによりまして非常にやはりプラント輸出が、この種類のプラント輸出が多くなるといふような場合には、その百億円の額を上げるということについて又御審議願わなければならんのではないかといふふうに思つております。

○田村文吉君 大体わかりました。わかりましたが、最後のこの為替の変動のする時期にぐつともぐり込むようなるのがたくさん出て来るというよくなことがありますせんかということを心配するのですが、そういう点について十分の御警戒をなさり、例えばボンドがいよいよ下りそらだというそのときには今までしつかりした契約のなかつたものが契約という形になつたり、或いはそういう虞れがありはせんかと心配するのですが、そういうよくな点は心配はないのですか。

○政府委員(石田正君) お話をよくなきは運用上十分注意しなければならぬかと思つております。でこの契約の問題につきましては船積前に契約をしなければならんということで時期を抑えてございます。その私たちの気持から申しますと、本当のシップメントが具體化するような時期において締結をいたしたい、漫然と契約ができたからというふうなものにつきましては、これたまに考慮なればいけないというふうに考えております。

○野瀬勝君 二、三ちょっとお伺いします。この法案の中で設備を本邦から輸入するというのは、この設備とはいうやうのものを考えておられますか。

○政府委員(石田正君) これは設備言いましてもどういうものを見ておかず、常識的に考えまして機械設備、これからそれに関連いたしまして船とそれから鉄道、車両とか貨車でござりますとか、そういうものを考えてお次第でござります。

○野瀬勝君 ところで先ほど政府委員の答弁によりまするというと、第三回の「国際收支上有利な地域に開拓」していくその大体構想が出超の勘定の多くどころといふまあ見解を表明されたのです。ですが、出超の勘定の多いところとしては、大体考えておられるのはどの国を対象にされておるか。

○政府委員(石田正君) これは、大体日本は最近どちらかと申しますると、一般的に出超傾向にあります。極く、その米ドル地域からは入超でございますが、そのほかの地域は大体出超であり、それから出超でありますることは大体後進国というふうにお考え願つていいのではないかと考えております。

○野瀬勝君 そうすると、従来大蔵省の見解はドル中心の見解を持つておられたのです。が、通産省におきましては大体輸出中心、ボンド地域に対する輸出の抑制を大蔵省の見解だということ、意味されることになるということで通産省と大蔵省との間にはその間輸出政策について少しの食い違いがあつたのか、この法案の精神を見まするとボンド地域を重視しておるやに見受けられます。私はまあこうなるのは当然だ

と思ふのですが、そこで從來の見解  
大蔵当局は改められたんですか。  
**○政府委員(石田正君)** 大蔵省は策  
の方針を改めたかという御質問でござ  
いますが、從来の考え方を別に變え  
わけではございません。從来の考え方  
を、更にこれによつて貫徹し得るもの  
を考えておるわけでございます。と  
しますのは、今の御質問の趣旨とい  
うのは、輸出をただ大いにやれとい  
ふのがこの法案の趣旨というふうに御  
解になつておるのではないかと思う  
でござりますが、この法案は、日本  
輸入を促進するための輸出と、そうち  
う意味のプラント輸出といふように  
えておるわけでございます。

お考えなんですか。その点をはつきり  
一つ……。  
**○政府委員(石田正君)** アメリカから  
入れるというのがすべての本旨ではな  
いのでありますて、要するに、アメリ  
カから入れますよりもほかから入れた  
ほうが有利であれば、そこから入れた  
ほうが結構であるということは終始一  
貫して変つておらないのであります。  
**○野瀬勝君** 誠に政府委員の答弁は勇  
敢で結構なんですが、さような方針は  
大臣とも合せた御意見だと思ふので  
すが、若しさよな御意見だとすると  
いうと、現在の吉田さん初め政府の考  
えておる見解と、私はそこに少しの違  
いがあると思うが、どうですか。

るということ自体があなたの見解とは

よほど聞きがあるじやないか。

○政府委員(石田正君) 私バトル法の

問題につきましては所管外でございま

すので、そういう点をどうかという御

議論につきましては、私から御答弁申

上げるのはいささかどうかと思います

ので、この点は一つ御勘弁を願いたい

と思います。

○野瀬勝君 よろしい、大体わかりま

した。

次にもう一点聞いておきます。これ

は為替管理委員会ですか、との、本法案

との関係はないですか。

○政府委員(石田正君) 外国為替管理

委員会は現在も存在するわけでありま

して、私たち日常生活／＼と仕事の上

で打合せをいたしております。本件につ

きまして、勿論外国為替管理委員会

とこうしたことをおろうと思うのだと

併し直接関係はありません。強いてあ

りとしますならば、外国為替管理委員

会は、外國為替管理特別会計を持つて

おりまして、そうして為替の予約とい

うものをいたしておるわけでありま

す。その部分は、これとはダブルの部分

が起つて参ります。一年間の短期のも

のにつきましては、それは二重利得に

なつてはいけませんから、先ほど田村

先生からの御質問にお話申上げました

ような工合に、それは外國為替管理特

別会計に対して為替の予約をしてはな

らないといふ点は多少関係するのでは

ないかと思います。その程度であると

思います。

○野瀬勝君 異なる各國の為替レートは

相当違つておるのでですが、これは、當局の見解といつしましては、ドル建で

行こうとするのですか、ボンド建で行

こようと/orするのですか。管理の仕方とい

うものについて御見解を持つておられ

ますか。

○政府委員(石田正君) その法案につ

きましては、別にドル建でなければな

らんとか、或いはボンド建でなければ

ならんとかいうことはないのです、ござい

まして、これは一般の輸出につきまし

て、御承知通りに、現在の下におき

ましては、ドルかボンドかどちらかに

相成つておるわけございます。従い

まして、そういう制度があります限り

におきましては、これも又一つの輸出

でござりますから、そういうことに相

成ると思つております。ただ実際問題

といたしまして、ドルで出します場合

は、恐らくこういう予約の申込、或い

は補償の申入れをするかたはないであ

るう、ボンドのほうが恐らく相手とし

ては多いのである、かように考えて

おります。

○木村謙八郎君 通産省のかたがお見

えになつておりますね。この法案の趣

おりまして、そうして為替の予約とい

うものをいたしておるわけでありま

す。その部分は、これとはダブルの部分

が起つて参ります。一年間の短期のも

のにつきましては、それは二重利得に

なつてはいけませんから、先ほど田村

先生からの御質問にお話申上げました

ような工合に、それは外國為替管理特

別会計に対して為替の予約をしてはな

らないといふ点は多少関係するのでは

ないかと思います。その程度であると

思います。

○野瀬勝君 異なる各國の為替レートは

相当違つておるのでですが、これは、當

局の見解といつしましては、ドル建で

るよう、ドル地域からの輸入を非下

ル地域からの輸入に転換して行こう、

こういう大きな方策があると思う。そ

の一つとして、これは出て来ておると

思う。そこで通産省としては、重要物

資の輸入確保策を如何にして確保す

るかという御質問でございますが、現

在の体系的な施策が何かあるじやない

かというお詫びであります。現在考え

ております段階といたしましては、

まず為替の割当をいたしまする物資に

つきましては、ボンド、ドル両地域か

らの輸入可能なものでござりますれば

これをできるだけボンド地域だけの為

替の割当をいたしまして、ドル地域か

らの輸入為替の割当を抑制して参る。

これを先ず第一にいたしておるわけで

あります。或いは粘結炭、鉄鉱石等に

つきましたが、これは何回も言われてお

るよう設備輸出の促進を図つて、その重

に、狙いは日本の経済の維持及び発展

に寄與する重要な物資の輸入に貢

献する、その方策の一つとして、こう

おつべきましては、それは二重利得に

なつてはいけませんから、先ほど田村

先生からの御質問にお話申上げました

ような工合に、それは外國為替管理特

別会計に対して為替の予約をしてはな

らないといふ点は多少関係するのでは

ないかと思います。その程度であると

思います。

○木村謙八郎君 通産省のかたがお見

えになつておりますね。この法案の趣

おりまして、そうして為替の予約とい

うものをいたしておるわけでありま

す。その部分は、これとはダブルの部分

が起つて参ります。一年間の短期のも

のにつきましては、それは二重利得に

なつてはいけませんから、先ほど田村

先生からの御質問にお話申上げました

ために利用されておりました本会計

のための利用です。

○説明員(石井由太郎君) ポンド地域

のポンド地域

点についてどういうお考えを持つて、

何か研究されているかどうか、この点

伺いたいと思います。

○説明員(石井由太郎君) 只今の中共

貿易あるいはバトル法の緩和といふ問題

につきましては、私は所管外でござ

いますので、できれば後刻別の政

府委員なり或いは政務次官等からお答

え願つたほうがよろしいのではないか

と考えます。

○木村謙八郎君 昨日私はそれを要求

ました。私は、ですから昨日中共

貿易のわかる人に来てもらいたい、こ

ういう要求を出しておいたのですが、

どうして呼んでくれないのでですか。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめ

て下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

て下さい。

○木村謙八郎君 第三條について、こ

れは誰か質問したかも知れませんが、

その他の政令で定めるこれに準ずる場合

といふやつですね。これはどういう場

合を予想されているのですか。

○政府委員(石田正君) 何と申します

か、これは地域を開拓とか地域に転換

するといふことに関連するわけでござ

りますが、例えて申しますと、フィ

リスピンド鉄鉱石の山がある、そこで

その山を何と申しますか、新しく掘

りますために、機械設備を要する、これ

はまあ当然これに入つて来ると思うの

です。ところが例えばインドならイン

ドに鉱山はある、そこまで運搬する

必要があります。それで中ソ貿易の

問題として何らか考えていかなければ

なりません。それで中ソ貿易の問題

として何らか考えていかなければ

なりません。

○野瀬勝君 畢竟各國の為替レートは

相當違つておるのでですが、これは、當

局の見解といつしましては、ドル建で

成るだけドルバランス有利にす

る必要以上に阻害されるという声が

あります。

○野瀬勝君 畢竟各國の為替レートは

相當違つておるのでですが、

が駄目で、港湾の設備をしなければならないといふような場合がありますと

きは、これは貨車を出すとか或いはレールを敷くとか、船を、まあライターでございますが、軽なんか輸出するというようなものは必ずしも開拓とか転換ということに当らない場合があるのじやないか。そういう余地も残したい、か

よろしい意味であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 委員外議員波多野鼎君から発言の許可を求められました。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(平沼彌太郎君) どうぞ。

○委員外議員(波多野鼎君) さつきから話が出ておりますが、ボンド地域から輸入するという場合に、ボンド地域がインフレになつていて物価が高い、だから物資の輸入が非常に困難になつてゐる。これは大分前から、私いつも言うだけれども、ボンド地域がインフレーションになつていて、それがボンドの為替の実勢相場が、いわゆる公定相場が下つてゐるということを意味するのです。ところが日本ではボンド取引と言つては或る程度相殺されてしまうと思うが、そういう点どうですか。新聞で見るとボンドの実勢相場で取引すればボンド地域の物価が高いといふ不利な条件が、そういう点はどうなになつて行きたいといふような希望も政府は持つてゐるようになりますか。

○委員長(平沼彌太郎君) 委員外議員波多野鼎君から発言の許可を求められました。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(平沼彌太郎君) どうぞ。

○委員外議員(波多野鼎君) さつきから話が出ておりますが、ボンド地域から輸入するという場合に、ボンド地域がインフレになつていて物価が高い、だから物資の輸入が非常に困難になつてゐる。これは大分前から、私いつも言うだけれども、ボンド地域がインフレーションになつていて、それがボンドの為替の実勢相場が、いわゆる公定相場が下つてゐるということを意味するのです。ところが日本ではボンド取引と言つては或る程度相殺されてしまふといふが、そういう点どうですか。新聞で見るとボンドの実勢相場で取引すればボンド地域の物価が高いといふ不利な条件が、そういう点はどうなになつて行きたいといふような希望も政府は持つてゐるようになりますか。

○委員長(平沼彌太郎君) 委員外議員波多野鼎君から発言の許可を求められました。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(平沼彌太郎君) どうぞ。

○委員外議員(波多野鼎君) さつきから話が出ておりますが、ボンド地域から輸入するという場合に、ボンド地域がインフレーションになつていて、それがボンドの為替の実勢相場が、いわゆる公定相場が下つてゐるということを意味するのです。ところが日本ではボンド取引と言つては或る程度相殺されてしまふといふが、そういう点どうですか。新聞で見るとボンドの実勢相場で取引すればボンド地域の物価が高いといふ不利な条件が、そういう点どうなになつて行きたいといふような希望も政府は持つてゐるようになりますか。



○田村文吉君 私は結論において本案に賛成いたすのであります。ただ一つ御注意を喚起しておきたいと考えますことは、多分審議会でも同様の御意見があつたのじやないかと思うのであります。

とかくこの官でおやりになりますが、ますます貯蓄事業、こういうようなものになりますするといふと、経費は結構なものになりますし、おかけになつてなさるが、割合に非能率的ということになりますので、

現在お考えになつておりますものの金利原価も八分六厘七毛といふようになりますが、その結果どうしてもこれを、昨日の御質問の中にも大分同僚委員の中からこれが失敗しやせんか、成功させなければならんといふ御意見であるかのように伺つたのであります。が、そういうことのために、余りに政府のほうで功を急ぐために民業を圧迫される、これを私は一番心配するのであります。余り政府が特殊のことを考えて、特殊のことをおやりになりましたように、特殊の産業のために小さな企業が潰されるということになつたために、今社会党議員のお話もありましたように、民業を圧迫しなつても実は困る。そういう意味から見て、むしろこれは余り民業を圧迫しないように、運用において考えてもらいたい。割増をつけなければ成功せんではないかといふよくなつたのであります。昨日御意見もあつたのであります。私は余りそういうふうなことで官業が民業に優越し、税金も余りかからない、又特殊の条件がついておると、いろいろな事案を圧迫することにならないようになつた御注意願いたい。これを申上げて

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もございませんが、討論は終局しません。

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もございませんが、討論は終局しません。

○委員長(平沼彌太郎君) 私は結論において本案に賛成いたすのであります。ただ一つ御注意を喚起しておきたいと考えますことは、多分審議会でも同様の御意見があつたのじやないかと思うのであります。とかくこの官でおやりになりますが、ますます貯蓄事業、こういうようなものになりますするといふと、経費は結構なものになりますし、おかけになつてなさるが、割合に非能率的ということになりますので、

したものと認めて御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

国民貯蓄債券法案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(平沼彌太郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は前例により委員長に御一任願います。  
それから多数意見者の御署名を願います。

【多数意見者署名】

小宮山常吉	岡崎 真一
西川甚五郎	黒田 英雄
田村文吉	菊田 七平
大矢半次郎	溝淵 春次
伊藤 保平	

○委員長(平沼彌太郎君) 大体に地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税關の出張所及び監視署の設置に関し承認を求める件について質疑を行ひます。趣旨を御説明願います。

○政府委員(北島武雄君) 本件につきましての提案理由につきましては、先般相当詳細に申上げておるのであります。

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もございませんが、質疑は終了したるものと認めて御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もございませんが、討論は終局しません。

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もございませんが、討論は終局しません。

御承認を求めておりますのは、現在の佐伯の監視署及び大船渡の監視署を出張所に昇格いたしますことと、それから監視署の方面におきましては、姫路の飾磨区に監視署を置く。それから更に大分県の佐賀ノ関に監視署を置くということと、更に最後の点は先般我が国の行政権下に復帰いたしました鹿児島県大島郡十島村の中ノ島に監視署を設置しようというのでござります。

但しこの半面におきまして、最近の状況に鑑みまして、余り必要度の少くなつた出張所、監視署等は廃止いたしましたとして、結局全体の数においては増減ながらしめようというわけであります。現在税關の出張所は全国で四十七ござります。今回出張所を二つ新設いたしましたが、同時に出張所を二つ減らしますので、数は同じく改正後も四十七。

それから税關の監視署は現在百四でございますが、今回四つの監視署を置くが同時に又四つの監視署を減らしますので、これは純然たる新設と出張所から監視署に下るやつとあります。とにかく四つ監視署が残えるが、同時に四つ監視署が減つて、終局においては百四の監視署がそのまま現状通り、こういうこと

であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り承認すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願います。

それから多数意見者の御署名を願い

【賛成者挙手】

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り承認すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願います。

それから多数意見者の御署名を願い

【多数意見者署名】

菊田 七平	木村禪八郎
黒田 英雄	小宮山常吉
岡崎 真一	西川甚五郎
下條 恭兵	溝淵 春次
伊藤 保平	

○委員長(平沼彌太郎君) ちょっとと速記をとめて下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

て下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記を始め

て下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記を始め

て下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記を始め

て下さい。

○下條泰兵君 私はこの法案に賛成いたしますものでございます。日本の輸出産業が軽工業から重化学工業に移行しなければならんという関係におきまつて、而も国際的に通貨の面から見て不安定な状況にあるという際でありますから、何らかの措置が必要なことは当然だと思うのであります。殊にアラントというものは非常に契約から完工まで長い歳月を要するのですから当然と思うのであります。たゞ先ほどいろいろ質疑の過程にもありましたように、ややもするとこの法案は悪用されれる危険があると考えるのであります。国際的に通貨の不安定な状況の際に御一任願います。

それから多数意見者の御署名を願い

お願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り承認すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願います。

それから多数意見者の御署名を願い

お願いいたします。

【多数意見者署名】

木村禪八郎	小宮山常吉
西川甚五郎	溝淵 春次
下條 恭兵	田村 文吉
伊藤 保平	

○委員長(平沼彌太郎君) 私も本案に賛成いたしました。それは設備輸出為替損失補償法案を議題といたします。……別に御発言も

もないようですが、質疑は終了したものです。それについて単にこういう希望條件を附して賛成いたします。

○木村禪八郎君 私も本案に賛成いたしました。それは設備輸出為替損失補償法案を議題といたします。……別に御発言も

もないようですが、質疑は終了したものです。それについて単にこういう希望條件を附して賛成いたしました。

が最も日本にとつては有利であると思ふのです。この政治的な問題は一応別として、どうしても私は重要物資の輸入確保政策としては中国から輸入を考えなければこの為替損失補償……この程度では私はこの輸入確保が十分に日本にとつて有利にできるとは思わないのです。粘結炭でも、鉄鉱石でも、塩についても半分くらいの値段で中国からなら買えるのでありますから、そちら方面に努力を拋うべきだと思うのです。特に最近では通産省あたりはこのバトル法で禁じているよりも更にきつい貿易管理をやつしているようであります。こういう点については講和発効後においては日本の貿易政策についても自主性をもつと持つて、積極的にその対策を考えるべきだと、そういう希望を附して本案に賛成いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) それではこれより採決に入ります。設備輸出為替損失補償法案を原案通り可決することに賛成のかたの御拳手をお願いいたします。

〔賛成者拳手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手続は先例によつて委員長に御ります。

それから多数意見者の御署名を願い

## 多数意見者署名

小宮山常吉

岡崎  
眞一

西川甚五郎

下條  
恭兵

溝淵 春次

伊藤 保平

田村 文吉

大矢半次郎

菊田 七平

木村福八郎

黒田 英雄

ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(平沼彌太郎君)

ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(平沼彌太郎君)

速記中止

○委員長(平沼彌太郎君)

速記始め

五月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託

は三月二十九日)

一、地方公共団体職員の給與改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案(予備審査のための付託

は四月四日)

一、地方自治法第百五十六條第四條の規定に基き、税關の出張所及び監視署の設置に関し承認を求める件(予備審査のための付託は五月十日)

午後零時三十二分散会

昭和二十七年六月六日印刷

昭和二十七年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所